

鳥取市建築工事設計図書作成基準（令和8年4月）

第1章 総則

1 目的

この基準は、建築工事及び建築設備工事の図面及び特記仕様書（以下「図面等」という。）の作成に際し、基本的な事項について定め、もって書式及び表示を統一することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、営繕工事における建築工事及び建築設備工事の図面等の作成に適用する。

第2章 基本事項

1 一般事項

本基準に記載のない事項は、建築工事設計図書作成基準（令和2年9月30日国営整第105号）及び*建築設備工事設計図書作成基準（令和6年3月8日 国営設第161号）による。

2 CADによる作図

- CADによる作図は、オリジナルファイルで行い、納品時にオリジナルファイル、JWWファイル及びオリジナルファイルの表現内容を確認するためのPDFファイル並びに円滑な利活用が行えるようSXFファイルで出力又は変換する。
- 積算用に記載したものがあある場合を除き、非表示レイヤグループ又はレイヤは削除する。

第3章 基本製図

1 用紙

原図の用紙サイズは、JIS Z 8311（製図－製図用紙のサイズ及び図面の様式）によるA2又はA3とする。

2 文字

A2サイズの用紙に記載する文字の大きさは、次による。

文字パターン	文字高さ	文字幅	備考
一般	2.5以上	2.5以上	寸法、引出文字共
タイトル	8.0以上	6.0以上	

3 線

A2サイズの用紙に記載する線幅は、極太線、太線及び細線の3種類とし、次の組合せのいずれかとする。

	建築組合せ1	建築組合せ2	建築設備
極太線	0.7mm	0.5mm	0.5mm
太線	0.35mm	0.25mm	0.3mm
細線	0.18mm	0.13mm	0.2mm

第4章 製図

1 一般事項

- (1) 原則として、製造業者名、製品名及びそれらが特定される内容は、記載しない。参考品番として記載する場合は、機能が同等のものを2社以上記載する。
- (2) CADのレイヤ分類等は次による。
- ア 各図面は、表1に示すレイヤリストのとおり、レイヤグループとレイヤにより作図する。
- イ 縮尺が異なる図面を1枚に作図する場合は、レイヤグループを分けて作図する。

表1 レイヤリスト

分類	項目	レイヤ名	
作図補助要素	1 枠・芯・寸法	図面枠、図中枠・表題欄	
		基準線、柱列記号	
		寸法線、寸法文字	
		補助線、補助芯	
	2 文字・記号	室名	
		文字、材料構造表示記号、その他記号	
	3 その他作図線	補助図形・線、見上げ線、見え掛り線、割付線、その他作図線	
		ハッチング	
	意匠要素	4 躯体・間仕切下地	砂利地業（わく）
柱（下地）、躯体壁（下地）、梁その他（下地）			
間仕切（下地）			
5 仕上げ		柱（仕上げ）、壁（仕上げ）、階段	
		パーティション、その他仕上げ	
6 建具		窓・ガラリ（本体・枠・軌跡）、とびら・戸・シャッター（本体・枠・軌跡）	
7 家具		家具（造り付け）、家具備品	
		衛生設備機器、電気設備機器	
		昇降機設備機器	
8 敷地・外構		敷地境界線、敷地外要素	
		外構、舗装、植栽	
構造要素		9 鉄筋コンクリート造	基礎・柱・壁（断面線）、大梁・小梁・床版
	鉄筋		
	ハッチング（上り、下り）		
	10 鉄骨造	柱・壁（断面線）、大梁・小梁・床版、アンカーボルト	
		ハッチング（上り、下り）	
	11 木造	柱・壁（断面線）、大梁・小梁・火打ち・床版、アンカーボルト、金物	
		ハッチング（上り、下り）	
	設備要素	9 機械設備	機器、器具
			配管

		ダクト、その他
		配線
	10 電気設備	機器
		配管・配線
11 昇降機ほか	昇降機設備機器、その他設備	

(3) 設備製図において、複数の図を同一用紙に記載できる場合は、図面の集約を図る。

2 特記仕様書の作成

(1) 特記仕様書の作成は、次による。

ア 特記仕様書（一般事項） 市が指定する様式による。

イ 特記仕様書（構造） 構造設計者が作成し、調査職員の承諾を得たもの。

(2) 建物の面積については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による建築面積及び延べ面積とし、1 棟を単位として記載する。延べ面積は、各階面積及び合計面積を記載する。補助事業の場合の面積の算定については、適用する補助要綱による。

3 共通図面の作成

(1) 表紙には、工事名、設計者名、図面目録を記載する。なお、図面目録については、図面枚数が 10 枚程度（表紙及び特記仕様書含まず）の場合は、省略することができる。

(2) 電気設備及び機械設備には、建築断面図又は矩計図を添付する。必要に応じ立面図も添付する。

第 5 章 設計変更における図面等の作成

1 一般事項

(1) 変更の対象となる図面のみを作成する。

(2) 変更対象部分の記載内容は次による

ア 「新規」：原設計に記載のない内容を追加する場合

イ 「変更」：原設計の記載内容を変更する場合

ウ 「廃止」：原設計の記載内容を取りやめする場合

(3) 図面を追加する場合は、図面の表題欄に「変更」と記す。

(4) 図面に変更内容を簡潔に記す。